

平成23年12月22日

高齢・障害・求職者雇用支援機構

旧雇用・能力開発機構における経理関係書類の誤廃棄及び不適正な経理処理について

旧雇用・能力開発機構については、本年10月1日に解散し、職業能力開発業務については、同日新たに発足した高齢・障害・求職者雇用支援機構に承継されたところです。

新機構が、旧雇用・能力開発機構から引継ぎを受けた事項の中に、同機構が平成16年4月から平成22年3月まで設置運営していた関西起業・新分野展開支援センターにおける経理関係書類の誤廃棄及び経理担当職員による不適正経理があり、これまで公表がなされていなかったところです。このため、新機構として、当時本件の調査に当たった旧雇用・能力開発機構関係者に改めて資料の提供を求めて事情を聞き、事案の詳細と旧雇用・能力開発機構が行ったこれまでの対応状況等について、別紙のとおり把握いたしましたので、本日、その内容を公表することといたします。

今後、コンプライアンスの徹底とこうした事態の発生防止に全力で取り組んでまいりますとともに、承継法人として、国民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

なお、本件に関しては、外部の第三者の参画を得て事実関係の調査を行い、行為者の告発も視野に入れて対応することとしております。

(照会先)

企画部

情報公開広報課：佐藤、藁科

電話：03-5400-1621

経理関係書類の誤廃棄について

1. 概要

平成 22 年 3 月 26 日、旧雇用・能力開発機構の関西起業・新分野展開支援センター（平成 22 年 3 月に廃止）（注）において、民間からの派遣労働者が同センターの廃止に伴う書類整理に際して、本来保存しておくべく経理関係書類を誤って裁断・破棄していたもの。なお、経理処理は平成 22 年 2 月に終えており、支払い等の事務に支障は生じなかった。

注）関西起業・新分野展開支援センターの概要（職業能力開発総合大学校の一部門）

- ・ 事業概要：起業等を希望する労働者に対し、起業等に関する情報提供、人材確保に関する相談等を実施
- ・ 発足：平成 16 年 4 月 1 日
- ・ 廃止：平成 22 年 3 月 31 日
- ・ 設置場所：大阪市中央区
- ・ 職員数：8 人（平成 21 年度）

2. 経緯

- 平成 22 年 3 月 23 日 経理担当職員の指示により、派遣労働者 A が経理関係書類を整理
- 平成 22 年 3 月 25 日 経理担当職員が不在で保管場所が不明であったため、派遣労働者 A が受付付近に経理関係書類を一時的に保管
- 平成 22 年 3 月 26 日 3 月末のセンター廃止に向けて、派遣労働者 B が受付付近の書類を処分した際に、経理関係書類を誤って裁断・破棄（同日も経理担当職員は不在）
- 平成 22 年 3 月 29 日 経理担当職員からセンター長に経理関係書類の裁断・破棄を報告。同日、センター長から職業能力開発総合大学校に報告
- 平成 22 年 4 月 12 日 本部総務部職員が、関係職員に事情聴取
- 平成 22 年 5 月 18 日 センター長と経理担当職員を処分

3. 本件発生の要因

- ① 経理担当職員は、派遣労働者 A に対して、経理関係書類の整理を指示したものの、その戻し場所まで含めた指示を明確にしておらず、また、当該誤廃棄が発生した時は不在であったため、派遣労働者 A は、書類の保管場所がわからず、裁断の前日、

事務所内の受付カウンター上に当該経理関係書類を置いて帰ってしまったこと。

- ② 派遣労働者 B は、事務所の閉鎖に伴い、相談援助担当の職員（経理担当職員とは別の職員）から、かねてより受付カウンター上に置かれた書類（個人情報を含む相談関係書類）の裁断を指示されていたこと、また、当日は、経理担当職員及び派遣労働者 A が何れも不在であったため、派遣労働者 A が前日に置いた当該経理関係書類を裁断してしまったこと。

4. 関係者の処分

①経理担当職員

経理担当職員は、自ら不在となるとき業務の進め方等について、他の職員や派遣労働者に明確に指示等をしていたとは言い難く、そうしたことが当該誤廃棄を誘発したものと推測され、事象の重大性からその責任は重いことから、「訓告」とした。

②管理監督者（センター長）

当該裁断・廃棄は、結果として、文書管理規程に反することはもとより、管理監督者として十分な牽制を行っていたとは言い難く、その管理監督責任は免れることはできないことから、文書による「訓告」とした。

5. 再発防止策

- 内部監査、業務指導等において、文書の保存方法、保存年限の遵守について各施設担当者に指導を徹底
- 全国施設長会議等あらゆる機会を捉えて、施設長等に対して適切な文書管理の徹底を指示

不適正な経理処理について

1. 概要

平成 22 年 3 月 26 日に関西起業・新分野展開支援センターにおいて発生した経理関係書類の誤廃棄を受け、同センターの経理事務を指導監督する職業能力開発総合大学校経理課が、取引先銀行及び取引先業者に対して支払い事実確認のための調査を行ったところ、平成 20 年 12 月から平成 22 年 2 月までの間に同センターが支出した約 3,200 万円のうち約 2,400 万円は取引銀行の払込記録から口座振替による業者への支払の事実が確認されたこと、また、差額の約 800 万円については、経理担当者が経理処理の原則を逸脱し口座から現金で引き出して業務遂行に係る支払いに充てるなど不適正な処理をしていたことが判明したものの。

なお、当該約 800 万円のうち約 350 万円については取引業者の入金記録から支払の事実が確認できたものの、残る約 480 万円についての支払い事実が確認できなかった。

2. 経緯

平成 22 年 4 月 21 日 旧雇用・能力開発機構経理部が、職業能力開発総合大学校に対して、平成 21 年度の同センターにおける取引等の内容確認を行うよう指示。これを受け、職業大学校は直ちに調査を開始。

平成 22 年 5 月 17 日 職業大学校は、同センターの取引銀行から平成 21 年度の月ごとの取引明細に対する照会の回答書を取得。これにより、本来振込による支払いが原則であるにもかかわらず、現金による支払があったことが判明。平成 20 年 12 月から平成 22 年 2 月までの間の取引先数十社に対し一社一社協力依頼して取引状況を照会するなど、さらに詳細な調査を実施。

平成 22 年 11 月 8、15 日 本部経理部職員が、関係職員に聞き取り調査を実施。不適正な経理処理が行われていたことを確認。

平成 22 年 12 月 16 日、平成 23 年 1 月 20 日及び平成 23 年 2 月 1 日
本部総務部職員が、関係職員に事情聴取

平成 23 年 2 月 3、7 日 センター長、職業大校長、副校長及び職業大経理課長を処分

3. 本件発生の要因等

- ①経理担当職員は、預金口座からの引き出し額と支払い額の差額を現金化し、引き出した現金をセンター内の金庫に保管していたこと。
- ②管理責任者であったセンター長は、現金がセンター内の金庫に保管されていた期間中に金庫内を実査することなく、残高が 0 円となっている手許現金残高証明書に押

印して、これを月次報告に添付して職業大学校に送付していたこと。

- ③経理担当職員によると、経理手続を経ないで現金化した目的は、自分が同センターの広報のために提案したこと等がセンター長から拒否されることが続いたことから、センター長の了解が得られないと思われる経費の支出に充当するためとしている。
- ④総合大学校経理課は、平成 20 年度に 2 回、平成 21 年度に 2 回、経理指導の目的で複数の職員がセンターに出張しているが、帳簿類と支出決議書を突合するなどの確認作業を行っていなかったこと。さらに、平成 21 年 6 月以降は、月次報告に手許現金算残高証明書が添付されていなかったにもかかわらず、出張の際に金庫内の実査を行っていなかったこと。
- ⑤なお、平成 22 年 3 月 26 日に派遣労働者が平成 21 年度分の支払証拠書類を誤廃棄したことと本件の経理不適正処理との関係については、当該派遣労働者による単純なミスであったこと、また、平成 20 年度分の支払証拠書類が裁断・廃棄されていなかったこと等を総合的に斟酌すると双方の事象に因果関係はないものと考えられる。

4. 関係者の処分

①行為者（経理担当職員）

経理担当職員は、経理処理の原則を逸脱し、結果として私的流用等はないものと判断されるものの、支払証拠書類の誤廃棄により、最終的な支出の確認がとれず使途不明金が発生した事実は、当時、センター長との業務上の争い等により精神状態が常に不安定であったということ等を考慮してもその責任を免れることはできないこと、しかしながら、当該経理担当者は、結果として使途不明となった相当額については、全額を自ら弁済することを申し出た上、併せて責任の重大性を認識し、自ら辞職したい旨の意向を示したこと。一方、当該事案にあつては、私的流用などの不正行為が確認できなかったことから、経理担当職員の解雇処分までは難しいという判断であったが、一刻も早く辞めてもらうことが適当であると判断した結果、平成 23 年 1 月 12 日、相当額の全額弁済を確認の上、辞職願を受理した。

②管理監督者（センター長）

センター長は、経理処理の大半を経理担当職員に任せきりで、管理監督者として十分な牽制を行っていたとは言い難く、結果として、こうした不適正な処理を発見することができなかったものであり、その管理監督責任は免れることはできないことから、文書による「訓告」とした。

③管理監督者（職業大学校長、同副校長、同経理担当課長）

経理事務責任者は、センター長による月次報告や経理事務の指導監督において、資金の適正な執行を牽制する役割にあり、不適正な処理が行われていた期間中に合計 4 回にわたる指導監督を実施したにもかかわらず、こうした経理処理を発見する

ことができなかつたこと、また、月次報告における不備についても見逃していたという事実は、職業大学校における指導管理体制に不備があつたものと認められ、その管理監督責任は免れることはできないことから、それぞれ文書による「嚴重注意」とした。

5. 再発防止策

- 全国の職業能力開発施設において、コイン駐車場使用等の少額な現金払いを除き、現金を扱えない電子承認による振込システムで処理する仕組みに改めている。
- 全国の施設長会議等あらゆる機会を捉えて、機構本部から適正な経理処理を徹底するよう指導した。
- 新法人では、職員の「行動規範」を策定し、法令等の遵守を徹底している。